

政策公募を審査しました

本年度の公募政策は2人から2件の提案があり、雄武町公募政策審査会にて慎重に審査した結果、次のとおりとなりましたのでお知らせします。

※紙面の都合上、具体的な提案内容の掲載は省略しています。

提案1 全天候型陸上競技場について (提案者：町民 30代男性)

《不採用 (参考意見)》

陸上競技場については、町民の健康増進、スポーツ活動の推進のためには有効であると考えるところですが、既存のスポーツ施設（スポーツセンターや武道センターなど）の老朽化等に伴い、それらの施設の改修・建替え等を含めた中で総合的に判断する必要があることから、今後のスポーツ施設整備等に当たっての調査・検討を行う際の貴重な参考意見として活用させていただきたいと考えております。

提案2 雄武町動物愛護政策について (提案者：町民 20代女性)

《不採用》

町内における野良犬・野良猫については、年間で数例が確認されている程度であり、個々の相談・通報に応じて対処できている状況にあることから、去勢措置は不要と考えております。

また、野良犬・野良猫による「街犬・街猫としての観光スポット化」については、公衆衛生上の新たな問題が生じることが予測され、管理体制および人材・人件費等を確保するには、募金だけでは賄えないものと想定されます。飼犬・飼猫に対する去勢費用の補助については、飼育限度を超えた犬および猫の繁殖を制限し、捨て犬・捨て猫の防止を図る観点から有効な施策であると思いますが、公平性の観点から行政が去勢費用を負担することは、広く町民からの理解を得ることが難しいと考えることから、現段階において町が政策的に取り組む必要性は低いと判断しております。

町では、「住民と行政の協働によるまちづくりの推進」を目指して、審議会等委員への公募制導入、政策等への意見公募（パブリックコメント）制度の導入などに取り組んできたほか、行政情報の積極的な広報を心がけています。今後とも町政運営に関しましては、住民と行政が共に考え、共に創るまちを築くために取り組みを進めてまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

町財務企画課企画調整係



個人事業税第2期納期限は11月30日(月)

個人事業税は、道内に事務所（事業所）のある個人が、地方税法等で定められた事業を営む場合に、その事業の所得を基礎として課税される税金です。

事業の所得から各種控除額を差し引いた金額に次の税率を乗じて算出します。

事業	第1種	第2種	第3種
物品販売業、不動産賃貸業、飲食店業など	5%	4%	3%
畜産業、水産業など		4%	
医療、理・美容業、クリーニング業など		5%	
あん摩・はり・きゅう業など			3%

○納税通知書は、8月11日(火)に第1期分と第2期分を合わせて送付していますので、第2期の納期限の11月30日(月)までに納めてください。

※年間の税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めることになっています。

○コンビニエンスストアでも納税ができます。ただし、1枚の納付書に記載されている金額が30万円以上の場合またはバーコードがあってもコンビニエンスストアで読み取りができないものは納税できませんので、ご注意ください。

○第2期分の納税通知書を紛失された場合や納税についてのご相談

は、紋別道税事務所納税係へご連絡をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人に対する徴収猶予の特例制度についてのご相談も受けています。

○納税には、手続きが簡単で便利な口座振替もご利用できます。

道税事務所
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim
オホーツク総合振興局税務課
http://www.ohotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim
オホーツク総合振興局紋別道税事務所（紋別市幸町6丁目）
課税に関するところ課税係まで
納税に関するところ納税係まで
☎ 0158・24・2626

振替納税を利用している人は、第2期納期限（11月30日(月)）に指定された金融機関の口座から自動的に引き落とされます。その他の人は、納期限までに金融機関または紋別税務署窓口で納付してください。なお、納付金額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付することが出来ます。

インターネットを利用して電子納税を利用できます。手続きについては、e・Taxホームページで確認ください。

e・Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

国税別税務署
（紋別市南が丘町2丁目）
☎ 0158・23・2191

国税庁では、電子データを利用して、年末調整手続きを簡便化するため、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」）を無償提供します。

年末調整手続きの電子化による流れ

- ①従業員が、保険会社などから控除証明書等を電子データで受領
- ②従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート（自動入力、控除額の自動計算）
- ③従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等を電子データにて勤務先へ提出
- ④勤務先において、③の電子データを給与システムにインポートして年税額等を計算

年末調整手続きの電子化の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。また、同サイトにおいて、年調ソフトをダウンロードすることが出来ます。

また、Web・TAX・TVでは年調ソフトの使い方などの動画を掲載しています。

国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nennatsu/nencho.htm
Web・TAX・TV
https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html
国税別税務署
（紋別市南が丘町2丁目）
☎ 0158・23・2191